福井市『森の国・木の街』づくり宣言参画事業

宣言公認パートナー認定制度実施要綱

第 1 条（目的）

この要綱は、「福井市『森の国・木の街』づくり宣言～森を育て、木を使い、街を潤す～」（以下「宣言」という。）の理念を広く市内に浸透させるため、福井市ふくい木育基本方針及びふくい木育行動計画の趣旨を踏まえつつ、木育の推進、県産材・地域産材の利用促進その他宣言の趣旨に賛同し継続的に取り組む企業、団体等を「宣言公認パートナー」（以下「パートナー」という。）として認定する制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（事務の所管）

この要綱に基づく事務は、福井市農林水産部林業水産課（以下「事務局」という。）が所管する。

第 3 条（認定の対象）

パートナーの認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する企業、団体、教育・保育施設、個人事業主等とする。

(1) 市内に事務所、事業所又は活動拠点を有すること

(2) 木育活動（木のおもちゃの提供、木育イベントの開催、木材利用に関する普及啓発、木質空間の整備、木材利用の環境上の効果に関する情報発信その他市民の判断力の向上に資する学習機会の提供等）や木材利用（生産、加工、販売）に継続的に取り組んでいること、又は取り組む具体的な計画を有すること

(3) 次のいずれにも該当しないこと

（ア）暴力団員等でないこと

（イ）公租公課を滞納していないこと

（ウ）認定取消しから 2 年を経過していること

第 4 条（認定の基準）

事務局は、申請内容が次の各号のいずれにもに適合すると認めるときに認定を行う。

(1) 活動内容が宣言の理念（木育の推進、地域材の利用促進、木材利用効果の見える化に資する活動）に合致していること
なお、木材利用効果の見える化に資する活動（CO2 固定量等の情報発信を

含む活動）のうち第 3 条第 2 号の「情報発信」活動については、本条第 2 号の基準を満たすものとして取り扱う。

(2) 活動内容が福井市ふくい木育基本方針に定める段階的な取組み（触れる・感じる、創る・楽しむ、知る・理解する、考える・判断する、行動する）のいずれかの趣旨に適合していること

(3) 活動の継続性又は具体的な実施計画が確認できること

(4) 県産材・地域産材の活用に配慮していること

第 5 条（認定の申請）

パートナーの認定を受けようとする者は、公認パートナー認定申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて事務局に提出しなければならない。

第 6 条（審査及び認定）

事務局は、前条の申請があったときは、内容を審査し、認定の可否を決定する。

2　事務局は、審査に際し必要があると認めるときは、申請者に対し追加資料の提出又は説明を求めることができる。

3　事務局は、認定を行ったときは、公認パートナー認定証（様式第 4 号）を交付する。

4　事務局は、認定しないと決定したときは、その理由を付して申請者に通知する。

第 7 条（認定の有効期間）

認定の有効期間は、認定の日から 2 年間とする。

2　引き続き認定を受けようとする者は、有効期間満了日の 1 か月前までに、更新申請書（様式第 1 号を兼用）を提出しなければならない。

第 8 条（認定内容の変更）

パートナーは、名称、所在地、代表者その他認定内容に変更が生じたときは、速やかに認定内容変更届（様式第 2 号）を事務局に提出しなければならない。

第 9 条（実績報告）

パートナーは、認定の有効期間中及び認定期間満了日の属する年度について、各年度末に実績報告書（様式第 5 号）を事務局へ提出するものとする。

2　前項の実績報告書は、第 4 条の基準に規定する段階的な取組み（触れる・感じる、創る・楽しむ、知る・理解する、考える・判断する、行動する）の区分に沿って活動実績を記載するものとする。

第 10 条（認定の取消し）

事務局は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき

(2)　第 4 条各号の要件を欠くに至ったとき

(3)　宣言の趣旨に著しく反する行為があったとき

(4)　正当な理由なく第 9 条の実績報告を行わないとき

第 11 条（認定の辞退）

パートナーは、認定を辞退しようとするときは、認定辞退届（様式第 3 号）を事務局に提出するものとする。

第 12 条（パートナーへの支援）

事務局は、認定を受けたパートナーに対し、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

(1)　宣言公認パートナーロゴマークの使用許諾

(2)　市ホームページ、広報紙その他広報媒体でのパートナー紹介

(3)　ふくい木育推進事業等、関連する市の補助制度に関する情報の優先的な案内

(4)　市が実施する木育関連イベント・交流会への参加案内（「ふくいの未来の森林づくり推進協議会」及び庁内「木材活用委員会」が開催する会議・イベントを含む。）

第 13 条（行動計画への反映）

事務局は、パートナーの認定状況及び第 9 条の実績報告の内容を集計し、ふくい木育行動計画（これに続く計画を含む。）の実績評価及び目標設定に活用するものとする。

第 14 条（国宣言との関係）

事務局は、この要綱に基づく認定制度の運用状況（パートナー認定件数、木材利用の推進に関する実績等）を、林野庁「『森の国・木の街』づくり宣言」に基づく取組の実施状況として、必要に応じて同庁へ報告し、又は市ホームページ等で公表するものとする。

第 15 条（雑則）

この要綱に定めるもののほか、制度の運用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 11 月 20 日から施行する。

様式一覧（別添）

様式第 1 号：宣言公認パートナー認定（新規・更新）申請書

様式第 2 号：認定内容変更届

様式第 3 号：認定辞退届

様式第 4 号：宣言公認パートナー認定証

様式第 5 号：実績報告書（ステップ別記載欄あり）